◎調達機関番号　565　◎所在地番号　01

○北海建公告第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　北海道新幹線、戸切地川橋りょう他（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　北海道北斗市押上、大工川及び中野地内

⑷　工事内容　本工事は、北海道新幹線新青森起点137ｋ200ｍ～139ｋ429ｍ間（Ｌ＝2,229m）の高架橋及び橋りょう工事である。

⑸　工期　平成25年３月４日まで

⑹　使用する主な資機材　生コンクリート　約39,000㎥、鉄筋　約7,000ｔ、ＰＣ鋼材　約80ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に工事内容の変更について提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。

⑼　本工事は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象工事である。

なお、電子入札システムにより難い者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件すべてを満たす４者を構成員とする特定建設工事共同企業体とし、かつ、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部北海道新幹線建設局長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた特定建設工事共同企業体とする。

⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成21・22年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内土木」(以下「土木」という。)及び「鉄道建設本部北海道新幹線建設局管内プレストレストコンクリート」(以下「プレストレストコンクリート」という。)に係る競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部北海道新幹線建設局が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

⑶　構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。)が1,400点以上の者であること。また、出資比率が第２位の構成員は、土木の客観点数が1,200点以上の者とし、出資比率が第３位及び最下位の構成員は、土木の客観点数が1,000点以上1,200点未満の者とする。

⑷　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した下表の同種工事の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、㋐及び㋒については、代表者の場合のものに限るものとし、㋑については、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとし、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した下表の類似工事の施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有すること。

○同種工事　以下の全ての工事

㋐　鉄道ラーメン高架橋工事

㋑　鉄道ＰＣ上部工工事

㋒　ニューマチックケーソン基礎による橋りょう下部工事

○類似工事　以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

⑸　土木及びプレストレストコンクリートにおける平成20年度及び平成21年度の当機構の施工実績がある場合は、機構の工事成績の平均が過去２年連続で60点未満でないこと。

⑹　工事全般に係る施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　構成員のうち代表者は、平成７年度以降に元請として完工（引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した下表の同種工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者を配置することとし、その他の構成員は、平成７年度以降に元請として完工(引渡し済みのものに限る。ただし、当機構発注工事にあっては、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象とすることができる。)した下表の類似工事の施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者であること。ただし、出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。)が配置する主任技術者又は監理技術者については、下表に掲げる類似工事の施工経験を必ずしも必要としない。

なお、下表の同種工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名のうち、鉄道ラーメン高架橋工事の経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

○同種工事　以下の全ての工事

㋐　鉄道ラーメン高架橋工事

㋑　ＰＣ上部工工事

㋒　ニューマチックケーソン基礎による橋りょう下部工事

○類似工事　以下のいずれかの工事

㋐　ラーメン高架橋工事

㋑　橋りょう工事

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部北海道新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の請負者又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。